飲酒運転追放を宣言

飲んだら乗るな

追放宣言する石井助役

豊栄町は、飲酒運転による交通事故を一掃するため、八月十日、中央公民館で「飲酒運転追放宣言」を行ないました。

この宣言式には、交通安全協会や交通安全母の会、交通安全指導隊、事業所の安全運転管理者などが参加して、町から飲酒運転を一掃することを誓いあいました。

豊栄町では、昨年一年間で十三人が、交通事故で死亡しています。このうち、五人の事故原因がなんらかの形で飲酒につながっているそうです。全国的にみても、飲酒運転による死亡事故は、わき見運転について、高い率になっています。

今まで、ことあるごとに飲酒運転の追放が叫ばれてきました。しかし、まだ飲酒運転は、跡を絶たない状態です。

少し酒がはいったほうが、かえって気分が落ち着く。五合くらい飲んでも平気だから一合や二合では、なんともない。こんな軽い気持ちで飲んだ酒が、死亡事故の原因になり、多数の人を悲嘆のどん底に落します。自分の楽しみのために飲んだ酒が、他人を傷つけたり、殺したりします。こういう事実を知ることもたいせつですが、運転者自身のほかに、職場や家庭でも、運転者に酒をすすめないように注意して、あなたの家庭から職場から、あなたの町内から豊栄町から、地域一丸となって、飲酒運転を追放しましょう。

なお、宣言式の式上で、長年町の交通安全に功績のあった町の交通安全協会（長谷川喜一会長）と交通安全母の会（佐野富美枝会長）に町長から感謝状が贈られました。

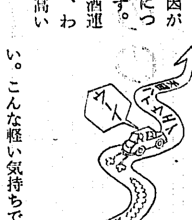

飲酒運転追放宣言

近時、自動車交通の増大はまことにめざましいものがあり、当町における産業経済の伸長と民生文化の向上を示すものとして喜ぶべきことであるが、反面これに伴って激増する交通災禍は目をおおわしめるものがありまことに憂慮に堪えない。

よって、ここに交通事故の根絶を決意し、すべての町民が人の生命が何ものにもかえがたく、尊いものであることの自覚を新たにし、交通事故が人の力によって避けることができるものであることの認識を深め、町民互いに力を合わせて、交通の安全を図り、交通道徳を守り、関係法規に従うは勿論、危険度がきわめて高く、重大な結果をもたらす飲酒運転による交通事故があとを絶たない現実に着目し、悲惨と不幸を招く交通事故の絶無を期するため、ここに交通安全を願う全町民の名において、豊栄町から飲酒運転を追放することを宣言する。

昭和四十五年八月十日

豊栄町

完成ま近い早通駅

完成後も蒸気列車は通過

早通駅の移転拡張工事は、間もなく完了し、すれ違い施設もできあがります。

以前の広報で、このすれ違い施設が完了すると、ことしの十月からは、すべての普通列車が、停車するようになる。と、お知らせしました。しかし、気動車は停車しますが、蒸気列車は、今までどおり停車できないということです。

町は、議会や住宅供給公社と共に、すべての列車が停車するように、国鉄に働きかけてきましたが、蒸気列車が停車しないのは、次の理由によるもので、やむを得ないものがあります。

拡張によって、新しいホームの長さは、片側九十㍍になります。しかし、この長さでは、まだホームにはいりきれない列車があります。ご存じのとおり気動車は、運転者が、ホームにかかる車両だけのドアを、自動的に開閉できますが、蒸気列車には、この装置がありません。このためホームはいりきれなかった車両のドアを、乗客があけて、転落したりするおそれがあるためです。

しかし、国鉄では、蒸気列車と気動車の配置がえを本社に申請していますので、これが実現すると、すべての列車が停車できることになります。そのうえ、新潟と葛塚間を往復する通勤列車の増発を計画しているそうです。

ホームは両側にでき、こ（跨）線橋の完成も近い早通駅

農地法の一部を改正

農業構造の改善がねらい

前の国会で、「農地法の一部を改正する法律」が成立したことは、ご存じのことと思います。

この法改正は、今後の農業にとって、きわめて重要な意義を持っていますので、改正点のおもな点について説明してみます。

戦後の農地改革によって、自作農が広範に創設されました。このため、日本の農業は画期的な発展をとげ、農村の民主化と経済的社会的地位の向上をもたらしました。また日本経済の繁栄に大きく寄与しました。現行の農地法は、この農地改革を遂行した旧自作農創設特別措置法などを引き継ぎ、その成果を維持し、発展させてきました。

しかし、農業とそれをとりまく諸情勢は、大きく変化しています。とくに、経営規模が依然として零細であるとともに、経済の高度成長に伴う農業労働力の流出、兼業化の進行と地価の高騰は、農地の移動を停滞させ、経営規模の拡大など農業構造の改善を阻害することになりました。

このため、食糧を安定的にそして効率的に供給し、所得の増大を図るためには、農業に関する諸施策を総合的に実施しなければなりません。そこで、とりわけ農業の生産基盤である農地が、より生産性の高い経営によって効率的に利用され、その流動化を促進し、農業構造の改善を図るために、農地法の一部を改正したものです。

おもな改正点

(1) 農地等の権利取得上限面積は、いままで内地平均三ヘクタールでしたが、これを改め、農地を取得しようとする者、またはその世帯員が取得後において、みずから農業を行ない、かつ、その農業に必要な作業に常時従事すると認められる場合は、面積および雇用労働力について制限をせずに許可できることになりました。

(2) 農地等を取得しようとするときは、取得前に三〇アール以上所有していないと新たに取得できませんでしたが、これを改め、取得後内地で五〇アール以上であれば、取得前の面積にかかわらず許可できることになりました。

(3) 農地法などにより、国から売り渡しを受けた農地等は、いままで永久に他人に貸し付けることを禁止していました。これが、売り渡し後十年を経過したものは貸し付けてもよいことになりました。

(4) 農地等の取得者の農業経営の状況、通作距離などからみて取得後に、それを効率的に利用して農業を行なうことができると認められないときは、許可しないことになりました。

(5) 農地等の権利移動の許可権限については、取得しようとする個人がその住所のある市町村内の農地等について権利を取得しようとする場合は、農業委員会を許可権者とし、その他の場合は知事を許可権者としました。

(6) 農業をやめて住所を他市町村へ移した場合でも、農業をやめる前、一定期間その者または、世帯員が所有していたものは、その者とその一般承継人は、内地で平均一ヘクタールまでは在村と同様、小作地として所有できることになりました。

(7) 市街化区域内の小作地については、所有制限をしないことになりました。

(8) 小作料の最高額統制は廃止しました（現在小作地の小作料については、この法律の施行日から十年以内で政令で定める日までは、最高額統制を継続します）。

しかし、小作料を定額金納とする規制は、今までと変わりません。

なお、この改正点は、十月一日から施行される予定です。

米の生産調整については、ご協力ありがとうございました。

休耕田の雑草は、来年の作付けや、他の水田にも悪影響を与えます。雑草の処理は、いまのうちに行ないましょう。

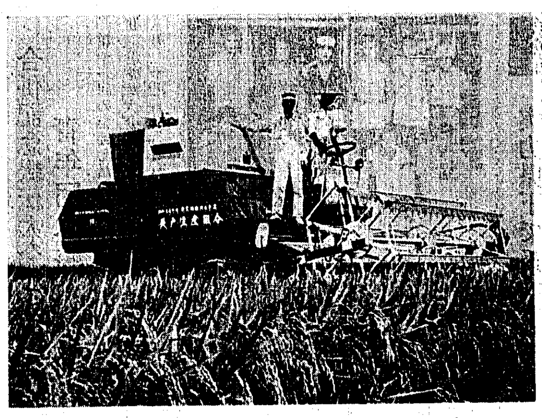

コンバイン威力を発揮

長戸生産組合で試運転

長戸生産組合（組合員二十七人、水田面積十三㌶）では、八月二十九日に大型コンバインの試運転を行ないました。

試運転は、三十㌃の水田で行ないましたが、コンバインは三・二㍍幅の稲を刈り取って行き、二時間ほどで刈り取ってしまい、見ている人たちを感心させていました。

同組合は、農業構造改善事業の一環として四月にライスセンターを建設し、コンバインを購入しましたが、いよいよその真価を発揮するときがきました。